

福祉タクシー事業が便利に

「タクシー券をもっと使いやすくしてほしい」との要望に応え、重度の障害者にタクシー料金を助成する福祉タクシー事業の内容を4月から変更します。

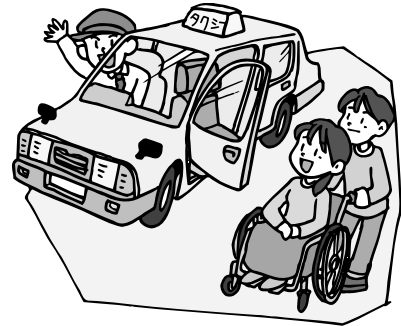
○変更点

現行	4月から
基本料金相当額のタクシー券を36枚交付（人工透析は96枚）	300円分のタクシー券を交付申請月により次のとおり交付 ※4月は60枚交付。以降各月5枚ずつ減。（平成21年3月は5枚）
1回の乗車で1枚の利用が可能	1回の乗車で複数枚の利用が可能
身体障害者手帳3級以上 （3級は視覚・下肢・体幹・移動・じん肺症による呼吸機能・人工透析を受けている障害者に限定）	身体障害者手帳3級以上の所持者すべて （療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者は従来どおりです。） ※詳しくは下記の対象者を参照

○対象者（4月から）

市内に住所があり、次の①～③のいずれかに該当する方。

- ①身体障害者手帳1級、2級、3級所持者
- ②療育手帳 ④、 A、 ⑤ 所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者



○手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ②印鑑

じん臓障害者通院助成事業が変わります

福祉タクシー事業の見直しにあわせて、じん臓障害者通院助成事業の内容も見直しを行います。

これまで血液透析患者は、バスまたはJR運賃の半額助成のサービスを受けることができましたが、4月からはタクシー券の交付または通院助成金の支給を選択することになります。

※年度当初に選択していただき、年度内での変更はできません。

現行	4月から
バスまたはJR運賃の半額を助成	①タクシー券（300円／1枚） ○申請月に応じて次の枚数を交付 ※4月は240枚交付。以降各月20枚ずつ減。 （平成21年3月は20枚） ※1回の乗車で複数枚の利用が可能
	②じん臓障害者通院助成金 バスまたはJR運賃の半額を助成

いづれかを選択

○手続きに必要なもの

- ①血液透析を受けていることを証明できるもの（医療機関の証明書など）
- ②印鑑

○申請先 社会福祉課または各支所福祉担当課

○受付開始日 4月1日(火)

○問い合わせ 社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210 または各支所福祉担当課